護國女太平記

目録

一柳澤弥左衛門加藤之事

附 浅倉礼之丞と白むす事

一苅井政重柳沢小左衛門と白むす事

附 柳沢大蔵小姓となる事

一柳沢再び美女を拾う事

附 所入之義を平家と敷事

一苅濱國家西東四と敷事

附 俳十所平家と切る事

一御沢杉年の谷ふとる事
附り 井伊中多降後の事
一黄門光圀公紀州へ御対の事
附り 黄流寺宮之の事
一黄流寺百石の御年寄中次郎右衛門後の事
附り 濃州洞伏沙汰の事
一御沢大坂小黄屋敷と建る事
附り 淀屋へ用金下さる事
一大谷保右衛門白無垢保の事
附り 小沢屋新兵衛金子貸す事
一黄流寺拾貫小て闕所仰付る事
附り 江戸表へ面白と有る事
一北九新御屋敷の事
附り 太宰父母と名付る事
一同新御屋敷中と何よる
附り 御かゝ様後妻の事
一里数ち御書子黄流の事
附 御産前涙云の事
一井伊掃部頭様へ石さる事
附り 古保毛利根の事

一佐竹右衛門軍法の事

附り 根城城籠城のこと

一貴女海と号して護国の事

附 佐竹右衛門一生涯のこと

一柳沢百石御暇賜分之事

附 甲斐守歩行御免之事

柳沢陽狂と成て御門を通の事

附 佐竹侯婚礼と成て御門へ清しを賜る事

甲斐守奥の沖御殿へ清しを賜る事

柳沢物子と新名を呼れ出る事

発狂して物えつたしこと沖出る今を〻へ

門佐の忠てゐて発狂して廣井と沖出る事

立と物出て廣井中ゟ花車〻〻を出

ちのと芸てゐて出る風俗さと書尤の出屋ら

き郷之出用ちゆゝゝゝ古史と加せよ御宮御

[illegible]の中に八重の切戸を明て立出る出羽守う
[illegible]の[illegible]風の赤[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]川添て大所[illegible]
[illegible]小[illegible]
[illegible]
[illegible]

かさ矢の篠原とて、おとろくいろくなんと表と
なる傾城の仕手なるとて風呂の心と称させ申ける
風呂なんかなるとをけなる新さやと思へのものを
みてそうり用こそうとして次へ〳〵こそ
うもしたかさ矢の賞とたる事しつまとえたの高笑
道に出矢まりてもりなる乃軍を城に者者の一矢
傾城傾国のつまさ矢へ城と傾け国と傾るの
文字宗してて下もかしとはけんとみるのは事
これ是なる時りりて傾〳〵二郎国
長〳〵すでに敵に入れたる杜平石東左文さ

さしに医師と後〳〵まるの時方乃軍合乃屋
三万三千石つかはるる時方乃軍合乃屋
は後〳〵屋〳〵つる城と傾るの屋合指方ふ三万〳〵
称〳〵てかさ矢を御屋〳〵なれるの屋の中向の御用と
なるてそなるものの文に〳〵〳〵時に是城や
かさ矢まるを後〳〵屋姫経になるれを岩屋天の乃之
時命ありてあきに收ひた切に立〳〵を御男子出
生せ世界とまの内に物〳〵優物語と物〳〵
変女男子の御〳〵そうしりり程なく辛産乃
男子出生なるとしに方ひろれ乃軍

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

御番所くもの国より御とりあつかい御番所は御軍の
思召寄とて御出番にもけりの御ようの者
中若年寄方とて行屋にあるもの出時
進ぜ出申ける御こゝろ
なんや是例なきふしに已に御城番
屋別へ入つ主家なれは家来城番紀州へ
りてつかまつる家来の内御家老の者
なるべし右の御思召寄やう一度つゝ
申ける御こゝろ御内後極つ
かて紀州の御番中に入りは付後更の御番勤
出番に御番はつゝ下の御番れ
云御に本はかゝる是とあ御御
御番城こゝ家来遣は紀州の御
御遣り御来分には御
かてもとてなし御番不の
ちて吹舞しふ御
かと勝もかく御
何と御民御
城に云合先文
久保を先て出

[illegible]
[illegible]
[illegible]

日〻の行ふ人民書面を以て願出る訴訟のことくいんぎんに接待し
家老用人へも今日差支ありて一礼と
のべ候ひのち今方老の方へ出張する
ちく御家も所〻ちりう事面ちさ先は子細
任命と書て御家へ所用ありて行ん
ひそうに云とせしに又ちりやすうつを
のよう老の伴所命しかや来人のそ之答と同
ちの廊と以答弱と名乗もせしとにうつて
是ちう答弱と思しりうを付御用と領事と

して城内の諸所にて下ろすものの附
伴者ちて任官しうを後事方面へ出る
ものけしう感して家族と包囲後ろ
心ちう所へ出る者に文出しうる四人の如命八人の
と元ちう老先生ちて後のちいひと名と答張
接方文に方身器して数しう非役の紙
ちて方ちうしき後に二四二四三四ちう方ちう
ちう御賞と刑部卿御番所と成御用陸軍
と名乗ちう御ちう御賞と御部卿御用陸軍
別て儀式後行正も御方に為て方ちう
御方〻ちう名しう社

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

讃國女大平記卷八 終

讃國女大平記卷九

柳沢美濃守再び美女を奪ふ事

附 肝入の義清平義と敵ひる事

去程に柳沢美濃守は大老職なる位を昇進の事少後より記紀抜文万治中書出しなる事

四月朔日にあつて例年の出仕なるとたなとしを七位侍君のうてうたにたちんと位心の事に

中納言女と清純さやりる和に江戸帝とも分

としてあるもの万人ふ御もしと思ふ美女も

たし帝にをてもの様に意やも侍人も清純に

日と極月節ぢ三河の書屋に書ける人所をも
信濃国の書屋とてよものの行ふ新沢寺へ出ぬる
はやまと学出し度と日につゐて山中の町〳〵
妻籠山路をて後娘やうやうと伺ひ行きぬれ
浅茅原行所少て宿と美女と二人出来ぬて
学会や荒波年寄と云ふ浪人の娘しらるる
れて女房寵愛の事と仮して年寄の宅へ行て
ろ〻にもの六年の年の只芸資産を娘と花嫁と
かゝしうの術をもて迫身に欲物をは大石の方
のつお入とゝるゝ者欲ゐは度筋をうを御めるる

娘と抱らもんと迫法平急欲なる若口の信
なるもんうとなるるゝ年寄なて出て
ゐ志示をしゐ年を国者ゐて長〳〵浪人いし
強使をしるを乱術を人の娘ゐ生ゐる出をもて
出しとゝかんなん後てとも若傾城式を妻をに
拙に西をとしゐをさそうにたてにをゐる御を
石は術ゐ欲さうゐてとゝいちるを御大石
への年をとは年寄御年平年ゐ作やうをとゝ下ゐる新
ゐをは方ゐ年ゐ中ゐの後人方へ方人方御ゐ若能
ゐ作ゐ術ゐを進ゐ御ゐ髪形を毎風

仕之家門とも若輩中さんれてゆ家の老ゆて見え
うゆ中度と一両日振るとと赤ホに祈りへてしくば
年寿是と学て商うくの祈りうしに世房ト
ううは少日ゆ家の仕しゆ白ひのるゆ生活き
きれいるとを作るとの祈ゆて月足ゆう交住
と光方少てゆうい祈振とつとゆ年房へ住う
祈ゆさんとうで年寿ゆは部祈なとも寿
もお後や出ゆんうとを振小月ゆ日ゆ年住酒
うとうゆ若ゆうは命のゆ年人只苦交祈と
人にんゆては後ゆのひううしゆ苦家とかう

舟とひ居して三時行くゆ
袋来ゆゆゆる係ゆの後人とゆ祈ゆ只ゆゆ石に
御に蜀寿風信百人に寿て祈寿寿人なうと
住ひ金ゆは行祈ゆて出ゆと一生ゆ白に
石地んゆ年御寿と祈寿ゆ年袋ゆ用へゆ生方
ゆ口うゆとゆるで三族ゆとゆと袋ゆ月
うゆは方寿御寿とゆ生住ゆうひ寿忘ゆと
きゆは世ひうゆ金ゆゆけのうゆれを最ゆまう
と方合後人とゆし服とかる忘後ゆ赤て後祈
人ゆ年寿に祈面して住ゆうは月足祈ゆ赤

浪人中の[illegible]うち[illegible]拾金と[illegible]一生[illegible]道の
[illegible]行[illegible]
[illegible]
[illegible]

多賀屋と仕うけ金をかりてつとめうんしみに仕事の
物語くかけもの理をもに金銀と為いたをと為
まして後に聖城日記の内の事者之しを仕て
かをと者なしみを藩浪と知人をもて国家と教ん
と為ばりうに相成をを石山てはたく悪堂しも
二三人寄集て小物商賣として有りう浪家の出行の
事をもむひられて本藩由多山て浪家をもて
ら娘とん者ある町金の屋へ安に寄者に
物乗しうを知に娘親は浪人者山て町家へと
あてい今ちをを方と偏家なを

き後ニ長方なう浪人の称山て彼の方へ出ることと
合のをいきれをる如ぬく安敷い我方こて
当主をを礼金は金をを三両進上ちんと之は国家
と為て主は何ら面もきを家に面ることと
不らく敷きをを浪人の名は何不ををは
又を藩ニ浪家所藩町年寄と浪人なるを
寄ると国家を藩を年寄は牙の事之我娘の
ものとをを内屋をを者山て学入は兄貴の事
為は家きをれは家をを前とかをを付家
と内編へ主藩右をは仕合をは我ニは浪ニなを

かくしてうらを過て高砂に着しに何とも知れぬ
兵庫武士の姿にて若者ともなれば人馬を
つゝを我れ先にと乗て平家方へをしよせ
乱逆と云ふ事なれば人馬を石面の方へ
なりたる二艘にて吉之佐十郎と
浪人と浪人小佐治五郎
右の家に入中ゝ佐藤の四郎
らうしゝ母の西枝金右衛門
と浪人兵庫の者に出なりし
いそを夫婦取ひせまき間地に居
ゝ

ゝ佐藤十郎信ゝ石の方へと引揚ゝ
ゝに過て平家に討死ゝ度ゝ嘉吉
兵庫方ゝ出ゝ明石ゝ
一世ゝのゝ
俗名報恩寺ゝ出入ゝ
ゝ
ゝ人の名ゝ
姫田町三丁目ゝ
平家俗ゝ
して世ゝの中に沙
つゝ名ゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

こしらひうるとつやく

荒濱園家の家内数を書

（ゆう）結十所年寄と切数を書

時に病所所年寄は一人の娘とまたにおし
金子八拾匁と拾て結婚と掛い約金とよ年に
して小商うも仕ゆこ不なられども只園家悪意
かて家産の時〳〵書んに年寄を移うり居家
変化をもて家のう者お後を居きれとなく
乃松只人のうちをもて代おし〳〵同人と金子
百匁中〳〵移所家産家方へ移り居い私娘う

云人の世話をしは家中に年寄を娶あり結
たりとも口後を家不の用事多拾金おし〳〵
只年寄のうち代家産と金百匁と拾出を家産か
お家の内後少て七八拾匁ほとまり仕しうとを
れしも無しを家ふてを代をを家之と
金子拾て年寄ちと思しをふて金の
家に年寄たりし後い例の約束に掛り家方
の内にお有て仕也之の風俗に如を半方へ
行て又〳〵金子と拾うを家んと拾所へ
元きりう年寄日新小後い娘の方へ行

[illegible]

[illegible]

[illegible]

庭に入てまづ御はしをとりてせよと
責問りうあへ女房の心なりくせの所あるをし
ゆ者の下へ参りてまづ庭をかの方のうれ所
をきき物なんと程なくれい間義たちよりと云
方なまはれ仮名仮名せしと一腰かつて走り
こしに立り出る浅茅をはらうの左法
なまはらや男時みなうりあるとしう
らや藤へ下なきかこ問ふ入年義いと為
ぬれど日の間に物れしとて出義は悪うく
たりぬんしやしうきの夢ともを一つ出そんと
物〳〵年寄も来度と金銭にもられれい耳心
きむしくとてとくも物らと心らく休まれる
物〳〵浦山寄り人物者を人達のをいつの
義ふう有仕と年義に行とも仕物
物人為まとしふうや物しうは是うと
浅茅へ行なは庭も物しと今度中ふかいう紙は
なうの重ねうとうと物るとと七八日も信ひしと
人は女房行と消し物者も西為寄りの
徳ものと紙是と刀角物ていい信金を佛い
ふは来物もまたなしとうとうと物入

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伊勢と所々に分散し西国の諸侯に預け置れ
柳沢吉保ことごとく[illegible]て海内
稲垣[illegible]ことごとく伊刑部[illegible]
柳沢[illegible]柳営に[illegible]人の奉行[illegible]
出羽守[illegible]井伊[illegible]
[illegible]
柳沢[illegible]の大名[illegible]
[illegible]伊[illegible]
[illegible]八朝[illegible]
[illegible]
[illegible]

つなくみに陽を祀り奥とうへまうんと
ゝとうれを豆かつんと上ゝとの門ちや樂たに
間をうゝ方の男女男付ゝの京都烏帽子
ゆて方のゝゝとゝ出て地獄の女郎子
ゆて指人ゝて彼のゆ寄まの舞踊の髪を
ゝの塗みりとやうに西洋とつくらい三出ゆへ
つ陽ゝ陽ゝにつゝて門ゝ出るゝて門ゝ
流に指を指ゆゝゝ指ゝ指ゝ指の女文
ゝれは軍ゝゝゝの陽ゝ門ゝ入君にも
いゝ戦打せゆゝて歌ゆゝ陽ゝ陽ゝ指ゝ

ゝ見ゆ紙とのゝ陽ゝ見ゝて服ゝ色
とゝゝゝ君に心とゝゝとゝゝ原心ゝゝゝ形
門ゝ天に門ゝ門ゝ門ゝゝの合地に門ゝ遠足の
校ゝ陽ゝ多ゝ陽の門ゝに出ゝゝゝゝ
指を指ゝゝゝゝゝゝふてゝゝゝ陽ゝ陽ゝ
のゝゝにて門ゝ迫ゝ長ゝゝ時に門ゝとゝゝ
我ゝ京京皇帝ゝゝゝゝゝ門ゝと
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ京ゝに門ゝ門ゝゝて
ゝゝ多ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
解とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

恒姫の御母もとく御とりあげ申されに付て御
仕子長の御弟のゆへ
ゆへ
ゆへ

なりまされば大内軍法の制御書を定
さるべきに依て為之の思ひとりて元春
井伊谷多治弁相模守書記の外和与を結ぶ
今御所君の家にうつりては藏に也所の
ものとなるべすと申つるに思ひたる
為御所と云ふ事なるべし四方に係牛をて
云ふ事なるべしとうつるべきまた二股城
と注進あるべしと為者の代
に及ぶ事思ひ作ふるべきなり
ものとされりうはむものの石井
ひとり相模守と云ふ

後しかりの書者の義は甲斐の国
なりてい所とをし但思ひもしやうとられを
相模守とられは甲斐の伊勢の
宰相信玄の軍の四郎君なれは軍
個人の四郎君に云せるを不口出也
為者の書者しかるべきを
と云ふ事なるべし御書の御者のまいひ
氏君のようなれは甲斐と書者ふ
らもての所為へは義は定に
云ふに為へしかりの

[illegible]
[illegible]
の外に[illegible]
[illegible]
[illegible]

黄門光圀公殺害文と自分の事

注 黄門の屋敷の事

さて黄門の吉保公に為て忠孝者なれば
御母君の方へも御奉公の方へも貴殿なる女と妻
さし上げ度存じ内々さやりなへ夫婦の事一つと
して立ぬ事なれば公は家臣吉保の後
御君後嗣思召れ御養子御所望
仕るべきなるに為して御せうと夫方
かさ夫と申ふ様なれば公は後世御養子
法日御用人とかとられしかの方なれば
なるべき吉保殿と学て御養子御所望なるべ
御君後嗣へ申上ると御養子は後と申し
掃部次と御養子に成れ
吉保公の後甲府藩つゝ御家柄と
御生後世一なる故百姓の子紀州中
納言様の西丸御入の玉服君御舞なる
吉保君に成るべきと家臣は成る
なれて百姓御出る様に御意藩
御年の御意と年御
君に御藩の御意と年御養の御意

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世法罪を賣ごとく不共同にはあらざるもしかれども
ならひなきの例に都鄙所係の者をてぐんん
なを者をもて共用なるなり 神七拾に為てこれを
西賀家廉公の孫なるもはいなく玉所係と
云うんとて為もて為もて小石川
の屋敷へ忍ひて為もと何のよし不幸家役
お勘者者并役を更家臣入あて勘をの
所をもれなもて四拾石為なるもは
四拾と家して役を更と為き家臣なるも
勘賀のくまいもて役を更は一味同心の人

勘定をとり動て計いきの為ごとく為正を
ものれ者を思ひ為もの思案をめくらし
ひ武四一家中に為出りは系脈を二さし
ごとく家中の面へ役人の妻子あるに家
毎ごと仕へしを稽らもとい勘をを為
ものを毎ごとしりをを為へ役を更の家四人同分
事をを役為員の中を役りを不に御使教を
使命に同家中一味の者をうをを利を
をを御屋敷に為て孔心の為に御法を記せし
状をを是決定書を役為員を以同分中

紀州の門しかて後に入り役を更妻子
をつれもの旅宿えしてをり居いりと
をりしに宮にかかて定国の門より旅と舞
せをりしを中入り前役を更と樂居くをせ
らるを法華経と法華経と心と
をも剃へをんと乳心と能為修行
門所羅免しかをりてをつかを
門古日と指て大人あさに并給しををを
とつをりをりを門能とをををを
を門自のを更ををを言にかををを也

らをを役を更妻子門為へをを門為役
ををを一味の者は門を味ををを只法員
拾をを門をををををををををををを
をををを更をををを門為役
のををを天者居ををををををを西上
をて天ををををををををををを
をを能為宮門をを役を更をををを
毎月をを一日甲府と宮居をを
ををを藤と為をを天をを藤
をを叶を役百石を上の大石を

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

護国公天元巻十終